

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 1 月 17 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	メッキ加工工場におけるボイラーの更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	朝日理化工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	朝日理化工業株式会社 (愛知県春日井市追進町 1-1)
事業の概要	本事業はメッキ加工工場におけるボイラー設備を高効率な設備に更新し、A 重油から低炭素燃料の都市ガスへエネルギー転換することによって、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2012 年度 : 20 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 20 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2013 年 1 月 6 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：朝日理化工業株式会社</p> <p>事業実施サイトの視察日付：平成 24 年 10 月 24 日（水）</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、事業者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>事業実施前の設備が継続使用可能であることを、使用期間が法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認及び現地審査における目視により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本事業の投資回収年数については、純投資額にて算定しており、入手した根拠資料、質問及び検算により投資回収不能であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本排出削減事業者は、メッキ処理加工を生業としている。メッキ加工は環境負荷が大きく、本排出削減事業者は周囲への環境負荷を常に考えている。中でも A 重油使用による CO2 排出の問題や、創業時から使用している A 重油地下タンクの耐久性の懸念など、より省エネで環境負荷の少ない設備導入の手段を模索していた。その折に都市ガス供給事業者より、国内クレジット制度を活用することで環境 PR 及び環境負荷の低減が期待できるとの紹介を受け、本事業の実施に至ったことを確認している。投資回収が不可能という中で、投資に踏み切ることには大変な経営判断であったが、環境負荷の低減を重要視し、また少しでも投資回収に寄与できればとの判断があったことを確認している。</p>

自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存 A 重油ボイラーよりも高効率の都市ガスボイラーへ更新することを、設備仕様書の閲覧及び排出削減事業者へのヒアリングにより確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備を継続して利用可能であることを、既存設備の使用期間が法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認や現地審査での目視により、継続して利用可能であることを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、生産した蒸気は工場内で自家消費していることを、現地審査時の目視及び排出削減事業者へのヒアリングにより確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えておらず、現在も継続して利用可能であることを関連資料の閲覧及び現地審査時の目視により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし。

以上